辺地共聴施設の高度化支援事業

参考

● <u>山間地等の難視聴地域において、必要最小の空中線電力により放送視聴環境を支える辺地共聴施設の高度化を図るため、辺地共聴施設の光化を伴う改修やブロードバンド等による代替</u>に要する事業費の一部を補助する。

事業イメージ

○ 補事業主体

（1）市町村、放送事業者、電気通信事業者、又はこれらの連携主体

（2）市町村、市町村の連携主体

○ 補助率

（1）辺地共聴施設の代替 ：2/3

（2）辺地共聴施設の光化等改修 ：1/2

○ 補助対象経費（下図の赤点線部分）

アンテナ、送受信設備、光ファイバーケーブル 等

※光化等改修事業については、中継局が廃止にならない地域の共聴施設に限る。

※辺地共聴施設（同軸ケーブル）の光化を伴うケーブルテレビ（IPマルチキャスト方式によるものを含む。）による代替に必要な伝送路設備等を含む。

※代替については、既設施設の撤去費用を含む。

